

鎌倉青少年会館昇降機点検仕様書

1 目的

本業務は鎌倉青少年会館のエレベータを、建築基準法第12条第4項の規定に準拠する定期点検を目的とし、故障時の処置も含むものとします。

2 概要

(1) 鎌倉青少年会館設置エレベータ 1基

ア 設置場所 : 鎌倉市二階堂912番地1

イ 内 容 : ロープ式エレベータ 1基 (東芝エレベーター製)

(遠隔監視付)

(11人、45m/分、2停止)

: 付加仕様

車椅子兼用

: 付加装置 1組

(火災時管制運転装置)

(地震時管制運転装置・P波付)

(停電時自動着床装置)

: 点検回数

(定期点検3か月に1回)

: 建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期点検の代行を含む。

(遠隔点検1か月に1回)

ウ 支払い方法 : 1か月ごとの支払いとします。

3 その他

(1) 発生した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理を行ってください。

(2) その他この仕様書に記載のない事項については、職員と協議してください。

(3) 場内の施設及び機器等を破損、汚損した時は、速やかに原形を復旧してください。

(4) 点検実施ごとに報告書を提出してください。